

**令和5年度
県の予算・制度に関する要望書**



相模原市

相模原市政の推進につきましては、日頃から格別の御理解、御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では、福祉、医療、教育の充実など市民サービスの向上を図るとともに、防災・減災対策をはじめ、環境保全、交通基盤の整備など、幅広い分野において施策を推進し、国に選定された「SDGs未来都市」として、地域への愛着と誇りを持てる「持続可能なまちづくり」に取り組んでおります。

また、今後、急速な少子高齢化の進行や本格的な人口減少社会を迎える中、本市では令和3年4月に「相模原市行財政構造改革プラン」を策定し、将来に渡り持続可能な都市経営に向けた取組を進めているところではありますが、医療や介護等の社会保障に係る経費の増大や公共施設の老朽化への対応に加え、令和元年東日本台風の被害からの復旧・復興や新型コロナウイルス感染症への対策など多くの課題を抱えており、引き続き、厳しい財政運営が続くことが見込まれます。

本要望書は、本市が今後も首都圏南西部の広域交流拠点都市として自立した行財政運営を行うに当たって、県において予算及び制度などについて御検討、御協力をお願いしたい事項を取りまとめたものです。

つきましては、令和5年度の予算編成に当たりまして、本要望書に掲げた事項への特段の御配慮をお願いいたします。

令和4年12月 相模原市長 本村賢太郎

目 次

重点要望事項

1 新型コロナウイルス感染症に対する総合的支援	
(1) 医療機関及び市保健所に対する継続的支援等【継続】	1
(2) 事業者等に対する継続的支援等【一部新規】	2
2 令和元年東日本台風を踏まえた災害対策の推進	
(1) 二級河川境川の改修【継続】	4
(2) 土砂災害対策の推進【継続】	5
3 ナラ枯れ被害対策の推進【継続】	6
4 広域観光を見据えた津久井湖観光センターの機能確保【継続】	7
5 水源環境の保全・再生施策の充実等【新規】	8
6 重度障害者医療費助成制度の拡充【継続】	10

3指定都市共通項目

7 県単独補助事業における補助率等の是正【継続】	11
8 防犯カメラの設置補助の継続【継続】	12

要望事項

9 自転車及び高齢者の交通安全対策の推進【継続】	13
10 野生鳥獣の被害対策の充実【一部新規】	15
11 特性外来生物の主体的な防除の実施【新規】	16
12 小児医療費助成制度の拡充【継続】	17
13 広域交通網の整備への支援【継続】	18
14 広域防災拠点機能を備えた津久井湖城山公園の整備促進【継続】	19
15 旧耐震基準の分譲マンションについての耐震支援策の拡充【新規】	20
16 都立高等学校への進学機会の確保に向けた支援【継続】	21
17 市立小中学校における医療的ケアに対する支援体制の強化【継続】	22
18 歩行者等の安全確保対策の推進【一部新規】	23
19 交番の効果的な設置及び再編【継続】	24

重点要望事項

1 新型コロナウイルス感染症に対する総合的支援

(1) 医療機関及び市保健所に対する継続的支援等【継続】

【要望事項】

健康医療局 医療危機対策本部室

ワクチン接種が進むとともに、新型コロナウイルス感染症対策として全数の届出や療養期間等の見直しがされたが、感染症法における根本的な見直しはされず、医療機関及び市保健所の業務が継続していくことから、引き続き国に対して医療機関に対する支援や行政需要に即した支援について、協力して求めていくこと。

また、感染拡大当初から長期にわたり対応を続けている医療機関及び市保健所に対し、来年度についても迅速かつ丁寧な支援を行うとともに、「神奈川モデル」の下で、県と各市町村とが連携して感染症対策を効率的かつ効果的に進められるよう、国の事業に係る県の対応方針や市町村への支援内容、財政措置等について、事前に情報提供し、十分に協議、調整を行うこと。

【要望の説明】

新型コロナウイルス感染症対策では、全国に先駆けて、「神奈川モデル」を構築し、県内市町村の先頭に立って、医療提供体制の構築、感染拡大防止に御尽力いただいていることに、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制は、法令に基づき、都道府県を単位とする「広域医療体制」を構築することとされている一方、感染拡大防止については地域保健対策として、都道府県や保健所設置市がその任を負っています。そのため、感染症対策に当たっては県と市とが十分に連携し対応していくことが重要です。

緊急包括支援交付金や地方創生臨時交付金など、国からの支援措置はあるものの、感染症の拡大に伴う医療体制の確保や、経済対策も含めた行政需要を反映していないのが実態です。

新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種が進むとともに、全数の届出や療養期間等の見直しはされたが、感染症法における根本的な見直しはされず、医療機関及び市保健所においては引き続き業務が発生している状況にあって、来年度における国の支援措置が未定であることから、引き続き国に対して医療機関に対する支援や行政需要に即した支援について、協力して求めていくことを要望します。

また、感染拡大当初から長期にわたり対応を続けている民間医療機関及び市保健所においては、財政的、物的、人的に疲弊している状況にあり、今後も新型コロナウイルス感染症対策を継続して実施していく必要があることから、地域医療体制を守るため、来年度についても迅速かつ丁寧な支援を行うとともに、「神奈川モデル」の下で、県と各市町村とが連携して感染症対策を効率的かつ効果的に進められるよう、国の事業に係る県の支援内容、財政措置等について、事前に情報提供し、十分に協議、調整を行うことを要望します。

【要望の担当】

健康福祉局 保健衛生部 感染症対策課長 金井 成美 TEL042-769-8204

1 新型コロナウイルス感染症に対する総合的支援

(2) 事業者等に対する継続的支援等 【一部新規】

産業労働局 中小企業部 中小企業支援課

環境農政局 農水産部 畜産課

健康医療局 保健医療部 医療課

【要望事項】

新型コロナウイルス感染症に加えて、原油・原材料価格の高騰の影響を受けている事業者等に対して、適時、適切な支援を実施すること。

【要望の説明】

新型コロナウイルス感染症は依然として終息が見通せない状況にあり、加えて原油・原材料価格の高騰は、地域の経済活動や医療体制の維持に甚大な影響をもたらしており、今後、更なる悪化も懸念されます。

こうしたことから、新型コロナウイルス感染症に加えて、原油・原材料価格の高騰の影響を受けている事業者等に対して、適時、適切な支援策を実施するよう要望します。

1. 事業者支援について

県では、これまで事業継続を下支えするため、感染拡大防止協力金や中小企業融資制度等の支援を実施するとともに、非対面型ビジネスモデルの構築等に取り組む経費への補助等を実施してきたと承知しております。

地域経済の先行きが不透明な中、事業者の存続のため、来年度においても継続的な支援を実施するとともに、ポストコロナを見据えた地域経済の回復・活性化に繋がる支援をより一層充実するよう要望します。

2. 畜産農家の事業継続支援について

国においては、配合飼料価格安定制度により、畜産農家の経営安定が図られているところですが、制度上、配合飼料価格が直近1年の平均額を上回った場合に、その差額が補填されることとなっているため、価格が継続的に上昇している中では、十分な補填を受けることができない状況もあります。また、牛には、配合飼料の他に牧草を給与することが必須であるが、牧草については国などによる補てん制度は無く、価格高騰は畜産農家の負担に直結しております。

こうしたことから、経営の安定を図るため、飼料価格等が継続して上昇する状況下においても畜産農家が十分な補填が受けられるよう、配合飼料価格安定制度の見直しや、牧草を購入する畜産農家への支援制度を新設することを国に働きかけることを要望します。

また、県においても、持続的な独自の支援策を講じ畜産農家の経営安定化を図ることを要望します。

3. 医療機関への支援について

原油・原材料価格の高騰の影響については、値上がり分をサービスの受益者に価格転嫁す

されることも考えられますが、病院等の医療機関においては、健康保険法上の定めにより、入院患者から費用徴収することができないため、当該値上がり分については、医療機関が負担している状況にあります。

今後、更なる値上がりが懸念されますが、個々の医療機関の対応には限界があり、新型コロナウイルス感染症への対応を続ける中における光熱費の値上がり等の問題は、医療提供体制にも大きく影響を及ぼすもので、喫緊の改善が必要です。

国では、コロナの影響を受けている医療機関において、食材料費の値上げなど食事の提供にも影響する場合や光熱水費の高騰が生じている場合等は、地方公共団体の判断により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を検討することが考えられるとされていますが、県全体としてコロナに対応している中、県域の医療機関間に地域格差を生じさせない対応が必要です。

県では、令和4年度9月補正予算において物価高騰対策に係る医療機関への支援の財政措置を講じたと承知しておりますが、物価上昇が続くと見込まれる中、来年度以降も引き続き広域的な支援を行うことを要望します。

【要望の担当】

環境経済局 地域経済政策課長	小泉 邦正 Tel042-707-7542
環境経済局 農政課長	高野 弘明 Tel042-769-8239
健康福祉局 保健衛生部 医療政策課長	井上 美紀 Tel042-769-9230

2 令和元年東日本台風を踏まえた災害対策の推進

(1)二級河川境川の改修 【継続】

【要望事項】

県土整備局 河川下水道部 河川課

- 1 二級河川境川の県管理区間について、境川水系河川整備計画に基づいた河川改修を進めること。
- 2 雨水管の放流抑制の見直しを行うこと。

【要望の説明】

本市と町田市の行政界を流れる境川において、昭和40年代から幾度となく集中豪雨等による氾濫により床上・床下浸水の被害を受けており、近年では、令和元年東日本台風でも浸水被害が発生し、沿川地域の住民は、集中豪雨等がある度に水災害への不安や対応を余儀なくされ、精神及び身体ともに大きな負担を強いられる状況となっております。

近年では、全国各地で水災害が激甚化・頻発化するとともに、気候変動の影響により21世紀末には全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍の増加が見込まれており、令和3年度ではハード整備の加速化や治水計画の見直しに加え、下水道法や特定都市河川浸水被害対策法など関係する法律が改正され、「流域治水」の重要性はますます高まっているところです。

本市では、市下水道整備計画に基づき、計画降雨を時間雨量51.1mm(5年確率)として雨水管の整備を進めているところですが、今後の施設整備においては、気候変動の影響などを考慮した浸水対策を更に推進するため、現行の計画降雨の1.1倍に対応した雨水管の整備を進めていく予定です。一方、県においては平成27年度に策定された「境川水系河川整備計画」に基づき、時間雨量概ね60mm対応の河川改修を30年計画として位置づけておりますが、依然として境川への放流量が抑制されており、市が整備した雨水管の能力が十分に発揮できない状況です。

こうしたことから、県民・市民の生命・財産を守るために、早急な河川改修をお願いするとともに、放流量の抑制見直しの具体化について、より一層の取組を進めるよう強く要望します。

令和元年東日本台風における被害状況



【要望の担当】

都市建設局 土木部 河川課長

一柳 幸弘 TEL042-769-8273

都市建設局 土木部 下水道経営課長

櫻井 敏朗 TEL042-707-1890

2 令和元年東日本台風を踏まえた災害対策の推進

(2)土砂災害対策の推進 【継続】

環境農政局 緑政部 森林再生課

県土整備局 河川下水道部 砂防海岸課

【要望事項】

砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等におけるハード対策(抜本的な防ぎよ対策工事等)及び治山事業の更なる推進を図ること。

【要望の説明】

県においては、土砂災害対策として「砂防法」や「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」等に基づき、堰堤工や法枠工などの施設整備を行っていると承知しています。

また、森林の維持造成を通じて山地災害から県民の生命・財産を保全するとともに、水源のかん養、生活環境の保全・形成を図るため、「森林法」に基づき治山事業を行っていると承知しております。

本市では、令和元年東日本台風において、「土石流」や「がけ崩れ」が多数発生し甚大な被害を受けるとともに、避難場所が不足したことから、指定緊急避難場所を追加指定し、早めの避難行動を促しているところです。

こうした中、令和3年5月25日に、急傾斜地の崩壊に係る土砂災害特別警戒区域等が追加指定されたことから、多くの人家や避難経路が土砂災害特別警戒区域内に位置することとなりました。

土砂災害防止施設の整備には、多大な費用と相当な期間を有することは承知しておりますが、市立藤野北小学校をはじめとする小中学校等の教育施設や、人家が多い箇所はもとより避難経路の危険箇所を解消するためにも、土砂災害特別警戒区域等の指定を受けている公共施設の候補地も含めて、抜本的な防ぎよ対策工事等の更なる推進を要望します。

また、令和元年東日本台風により被害のあった山林については、未だ復旧していない箇所もあり、二次的被害が生じることが懸念されることから、森林の再生や安全・安心な国土基盤の形成に向けた治山事業の更なる推進を要望します。

【要望の担当】

危機管理局 危機管理課長	佐野 強史	TEL042-769-8208
市民局 区政推進課 斎場準備室長	金子 大介	TEL042-707-7025
環境経済局 森林政策課長	田倉 五己	TEL042-780-5270
教育局 学校教育部 学校施設課長	米山 守	TEL042-707-7051

3 ナラ枯れ被害対策の推進【継続】

環境農政局 緑政部 水源環境保全課

【要望事項】

ナラ枯れ被害対策について、公園や緑地における危険木の除却など、新たな支援策の創設をはじめとした財政支援の充実・強化を図るとともに、引き続き、国に対しても同様に働きかけること。

【要望の説明】

本市は神奈川県民の水がめである相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖などを抱えており、豊かな水資源の確保には本市の森林における水源涵養機能が重要な役割を担っていますが、近年ナラ枯れの被害が急速に拡大し、森林の保全への影響をはじめ、市街地にある公園や緑地では、枯死木の倒木や落枝による人的・物的被害の発生も懸念されています。

県全体としては、令和元年度から令和3年度の被害本数が約15倍に拡大している状況を踏まえ、「神奈川県ナラ枯れ被害対策ガイドライン」を策定し、取組を進めていただいていることは承知しておりますが、ナラ枯れ被害対策の推進に当たっては、被害の状況に応じた予防対策や駆除対策に加えて、危険木の除却に今後も引き続き、取り組む必要があります。

しかしながら、本市においては、財政的な課題から十分な対策が実施できていない状況となっており、県におけるナラ枯れ被害対策に係る補助事業は、予算規模が小さく、市街地における公園や緑地への対策を想定した制度ではありません。

こうしたことから、ナラ枯れ被害対策を推進し、市民の生命・財産を守るため、県においても、公園や緑地における危険木の除却など、新たな支援策の創設をはじめとした財政支援の充実・強化をお願いするとともに、引き続き、国に対しても同様に働きかけることを要望します。

被害本数推移	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
被害発生市町村 (全33市町村)	4市1町	14市4町	15市6町	19市11町1村	19市12町1村
県被害本数(本)	239	1,392	1,844	19,694	28,991
市被害本数(本)	4	29	62	1,122	1,475

【要望の担当】

環境経済局 森林政策課長	田倉 五己 Tel042-780-5270
環境経済局 水みどり環境課長	宮野 賢一 Tel042-769-8242
環境経済局 公園課長	石田 真也 Tel042-769-8243

4 広域観光を見据えた津久井湖観光センターの機能確保【継続】

【要望事項】

国際文化観光局 観光課

津久井湖観光センターについて、神奈川県の広域観光促進の拠点として機能を確保すること。

【要望の説明】

水源地として豊かな自然を有する本市津久井地域は、東京都・山梨県と隣接する立地と、圏央道相模原ICをはじめとしたアクセス性の良さから、ハイキングやキャンプ、サイクリングといった魅力的な観光資源として今後の発展が期待されるとともに、津久井地域だけでなく、東京都、山梨県、県内観光地と組み合わせた広域周遊の促進を担う、神奈川県の玄関口としての役割が期待される地域です。

この地域の中心的な存在である津久井湖観光センターは、城山ダム建設を契機に地域の観光振興を目的として昭和43年に竣工された県有施設であり、当該センターは本市が借り受け、地域団体が観光情報や地場産品を多くの来訪者に提供しているところです。

そのような中、センターは築50年が経過し施設の老朽化が進んでおり、センターを基幹の拠点施設とした広域の観光振興を図る構想が作成されるなど、地域団体からは建替えを契機とした再整備について要望の声があがっています。

このため、当該センターを神奈川県の広域観光を促進する拠点として、地元の要望を踏まえた機能確保等の対応をしていただくよう要望します。

【津久井湖観光センターの概要】

所在地	相模原市緑区太井1274-2(県立津久井湖城山公園花の苑地内)
設置年月日	昭和43年竣工(昭和44年3月供用開始)
設置目的	観光客の休憩、地域特産品販売、観光情報提供等
構造等	RC造2階建て 敷地面積1,050.95m ² 、延床面積 619.11m ² (1F:事務室、物販スペース及び会議室 2F:展示室及びトイレ)
経過等	<ul style="list-style-type: none">・昭和44年3月 県有施設として供用開始 津久井町により運営を行う・平成2年4月 同町からの委託により津久井観光協会が運営・平成30年8月 地域団体から県へ同センターの将来構想に 係る要望を提出・令和元年5月 地域の将来ビジョンと同センターのあり方を地域団体から提案するよう県から本市へ依頼・令和2年2月 同協会が将来ビジョン「津久井湖周辺観光 将来ビジョン」を策定し県へ提出

【要望の担当】

市長公室 観光・シティプロモーション課長 市橋 剛輝 Tel042-769-8236

5 水源環境の保全・再生施策の充実等【新規】

環境農政局 緑政部 水源環境保全課

環境農政局 緑政部 森林再生課

【要望事項】

「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」(平成19年度～令和8年度)に基づく取組を充実するとともに、令和9年度以降も、水源環境の保全・再生のための取組を継続できるよう、その財源確保を含む必要な措置を講じること。

【要望の説明】

本市は県内の上水道の水源の約6割を占める相模川水系を支える相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖などを抱えるなど、県民の水がめとしての重要な役割を担う水資源を有しています。また、市域の約6割を森林が占め、豊かな水資源の確保のために重要な水源涵養機能を担っています。

県は、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」(以下、「施策大綱」という。)と施策大綱に基づく「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」(以下、「実行計画」という。)を策定し、水源環境の保全・再生に取り組まれていますが、施策大綱の終了後においても、かけがえのない県民共通の財産である豊かな水資源を守っていくため、各種取組の充実及び継続的な推進を行うことを要望します。

1. 地域水源林事業における土壌保全対策の強化

令和元年東日本台風では、本市をはじめ各地において甚大な被害が生じました。大規模な山地災害については、治山事業等による復旧対応が行われ県民の安全・安心が確保されていますが、小規模な山地災害に係る復旧整備は現行の補助メニューの対象とならず、未だ不安を抱えたまま生活を送る住民がおり、人家裏等の小規模な山林崩壊の復旧整備等が求められています。

県では、第3期実行計画から水源の森林づくりエリア内の崩壊地のうち、治山事業の対象とならない崩壊地において土木的工法を取り入れた土壌保全対策を進め、水源地域の保全強化を図っており、また、第4期実行計画からは、その取組をさらに強化されることと承知していますが、こうした崩壊地は、東日本台風以降も昨年の豪雨等によりさらに拡大しており、県だけの取組では、地域水源林エリアを含め十分な対応ができていない現状があります。

崩壊地の中には、市営林道や周辺森林への影響を及ぼしている箇所も多くあり、将来にわたる持続的な水源環境の保全に支障をきたすことが懸念されることから、土木的工法が必要な崩壊地について、県で対応できない箇所については、市町村において対策を講じができるよう、地域水源林事業の補助メニューに、土木的工法を取り入れた土壌保全対策を追加するよう要望します。

また、その際には、第2期実行計画から進めている地域の実情に応じた対策の一つとして、地域水源林エリアだけでなく、水源の森林エリア内においても対象とするよう要望します。

2. 森林の集約化モデル事業の実施

第4期実行計画では、施策大綱期間終了後を見据えて、その後も継続して実施する必要がある事業については、特別対策事業に位置付けて積極的に実施していくことが謳われています。

一方、施策大綱終了後は、県がこれまで公的に管理していた森林が森林所有者等に段階的に返還され、その後は民間主体による森林管理が期待されていますが、民間が自立的・持続的に森林を管理していくためには、管理する森林の集約化は必要不可欠です。

施策大綱終了後を見据え、民間における森林の集約化が円滑に進むよう、第4期実行計画期間内において、長期施業受委託や経営計画により民間が主体的に管理している森林と一体的に実施することが望ましい県管理森林を集約化し、民間事業体が将来にわたり一体的に管理するモデル的事業を実施することを要望します。

3. 生活排水処理に対する支援強化

本市では、富栄養化の状態にある湖の水質改善のため、相模湖、津久井湖のダム集水区域において公共下水道及び窒素・リンを除去する市設置高度処理型浄化槽の整備を進めています。

公共下水道及び市設置高度処理型浄化槽の整備のみならず、適正な維持管理が必要となります。特に、市設置高度処理型浄化槽については、年々設置基数が増加し、使用料収益に対し維持管理費の負担が大きくなっています。

平成29年に水源環境保全・再生市町村補助金交付要綱が改正され、20年分の高度処理費に係る維持管理費が交付されるようになりましたが、法定点検や清掃などの高度処理費以外の維持管理費については補助金の対象外となっているため、補助対象を拡大するなど支援策を充実することを要望します。

4. 施策大綱終了後の令和9年度以降における継続的な取組の推進

県では、施策大綱に基づき、荒廃した森林の整備や生活排水処理対策などに取り組み、大きな成果を上げているところですが、その一方で、令和元年東日本台風等による大規模な森林被害など、施策開始当初は想定されなかった新たな課題も生じております。

施策大綱は、令和8年度を持って終了の予定となっていますが、自然災害の激甚化・頻発化への対応やSDGsの推進、さらには脱炭素社会の実現など、近年の社会的課題を踏まえると、森林の適正管理は、今後ますます重要となってきます。

かけがえのない県民共通の財産である豊かな水資源を守っていくためには、保全・再生された水源環境を将来にわたり維持するための長期的に継続した取組が必要であることから、森林の適正管理や財産区林に対する支援、河川・水路における自然浄化対策の推進など、現行の水源環境の保全・再生施策が継続されるよう、県の責任において、その財源確保を含む必要な措置を講じることを要望します。

【要望の担当】

環境経済局 森林政策課長	田倉 五己 TEL042-780-5270
都市建設局 土木部 河川課長	一柳 幸弘 TEL042-769-8273
都市建設局 土木部 津久井下水道事務所長	樋口 伸一 TEL042-780-1409
緑区役所 区政策課長	有馬 真一 TEL042-775-8802

6 重度障害者医療費助成制度の拡充【継続】

福祉子どもみらい局 福祉部 障害福祉課

【要望事項】

重度障害者医療費の助成事業に対する県の補助制度について、精神障害者に対する制度の拡充を図ること。

【要望の説明】

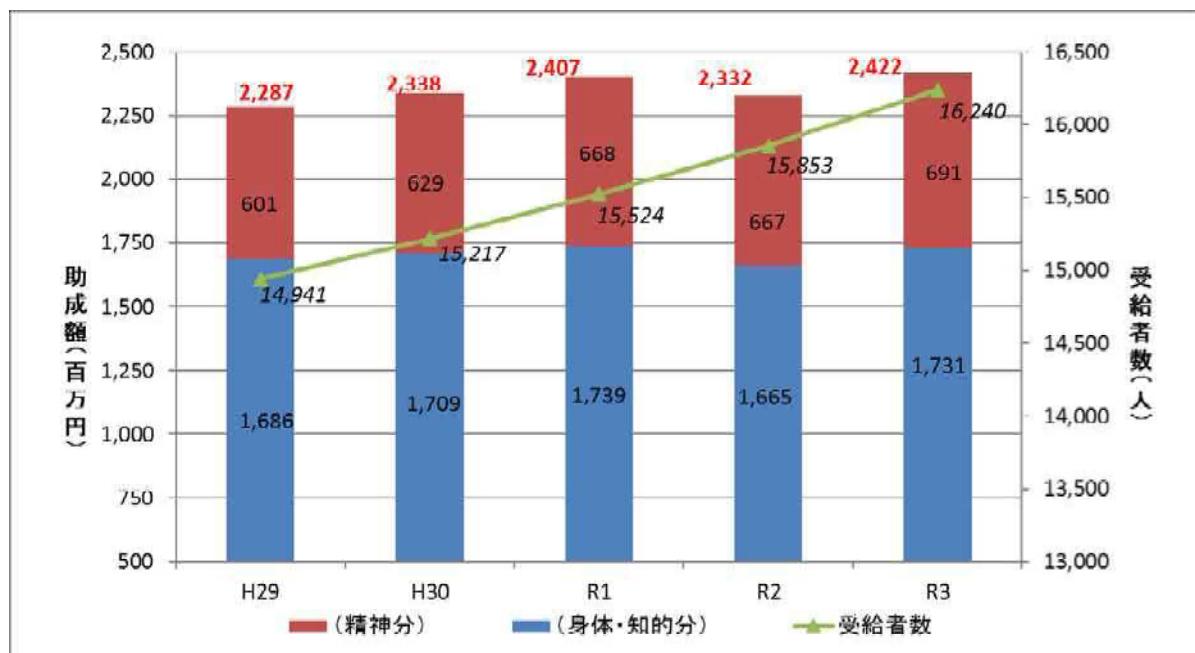
重度障害者医療費助成事業は、重度の身体・知的障害者の健康の保持及び生活の安定を図るため、昭和49年4月に県の100%負担として医療費助成が開始されました。その後、平成7年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により、精神保健福祉手帳制度が創設され、精神障害者に対する施策の充実も図られたところです。

県の補助制度においても、平成24年度から精神障害者保健福祉手帳1級の方の通院が新たに補助対象となりましたが、身体・知的障害者は入院も対象とされているなど、相違が生じている状況です。

本市では、障害者の経済的負担の軽減を目的に、平成16年10月から、県の補助対象外である精神障害者保健福祉手帳1級の方の入院及び2級の方の通院・入院を含めて助成を行っています。

令和4年4月現在で、県内の16市町村において、精神障害者保健福祉手帳1級の方の入院を含めた助成を行い、さらに7市町では2級の方も助成対象としている状況となっていることから、県においても、精神障害者に対する補助制度を拡充するよう要望します。

重度障害者医療費助成状況



【要望の担当】

健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者支援課長 小原 隆 TEL042-769-8355

3指定都市共通項目

7 県単独補助事業における補助率等の是正【継続】

【3指定都市共通項目】

政策局 自治振興部 市町村課

総務局 組織人材部 行政管理課 / 財政部 財政課

【要望事項】

県単独補助事業において、指定都市とその他の市町村とで補助率や補助対象の取扱いに格差があるものについては、県税負担の実態等を踏まえ、速やかに格差是正を図ること。

【要望の説明】

小児医療費助成事業や重度障害者医療費助成事業などの社会保障に係る県単独補助事業において、指定都市とその他の市町村とで補助率や補助対象の取扱いに差異が設けられているものがあります。

相模原市民が他の市町村の住民と同様に県税を納税している実態を考慮しますと、指定都市に在住していることだけをもって格差が設けられているという現状は、市民の理解が得られるものではありません。市民の理解と納得が得られるよう、速やかに格差是正を図られるよう要望します。

県単独補助事業における補助率の格差

補助事業名	補助率		
	指定都市	中核市	その他市町村
小児医療費助成事業	1/4	1/3	1/3
ひとり親家庭等医療費助成事業	1/3	1/3	1/2
重度障害者医療費助成事業	1/3	1/3	1/2
在日外国人高齢者・ 障害者等福祉給付金支給事業	対象外	1/3	1/2
沿道建築物耐震化支援事業補助金	1/9	1/6	1/6

【要望の担当】

財政局 財政課長 宮地 誠一郎 Tel.042-769-8216

8 防犯カメラの設置補助の継続 【継続】

【3指定都市共通項目】

【要望事項】

くらし安全防災局 くらし安全部 くらし安全交通課

地域防犯力強化支援事業補助制度における地域防犯カメラ設置事業について、令和5年度の補助上限額の引き上げ及び補助制度内容の更なる充実を図ること。

【要望の説明】

防犯カメラ設置事業の補助については、県の助成制度として2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた地域防犯力強化のため、平成28年度から31年度までの予定で地域防犯力強化支援事業補助制度が運用されてきました。

県内では、「自転車盗」をはじめとした乗り物盗などの街頭で発生する犯罪が全犯罪認知件数の3割を超えており、本市では令和4年度においても昨年度の設置希望台数を上回る申請があり、地域における防犯カメラの需要は高まっております。

そのような状況の中、県におかれましては、当該補助制度について、令和5年度以降も、補助メニューを地域防犯力強化支援事業から市町村地域防災力強化事業に変更した上で、引き続き補助を行っていく計画であると伺っておりますが、地域の防犯カメラ設置ニーズも高く、引き続き対策を講じることで、さらなる地域防犯力の向上が図られることから、令和5年度の補助上限額の引き上げ及び補助制度内容の更なる充実を要望します。

【要望の担当】

市民局 交通・地域安全課長 阿部 建治 Tel:042-769-8229

要望事項

9 自転車及び高齢者の交通安全対策の推進【継続】

くらし安全防災局 くらし安全部 くらし安全交通課

【要望事項】

警察本部 交通部 交通指導課・交通総務課

- 1 危険行為を繰り返す自転車運転者への指導強化などルール遵守につながる取組をより一層推進すること。
- 2 高齢運転者による交通事故が社会的問題となっている状況等を踏まえ、高齢運転者の免許証の自主返納を促進するための効果的な対策を講じること。

【要望の説明】

本市は、全交通事故件数に占める自転車や高齢者が関係する事故の割合が高く、令和4年度は中央区及び南区が自転車交通事故多発地域に、南区が高齢者交通事故多発地域に指定されており、地域や関係団体等と連携し、様々な対策に取り組んでいるところです。

また、昨年7月には東京2020オリンピック自転車ロードレース競技が、本市内をコースの一部として開催されたことなどにより、引き続き、当該コースを中心に自転車利用者が増加することが予想されます。

自転車利用者の安全対策や高齢運転者対策については、県、警察、市や地域が一体となった広域的な取組も必要であると考えており、関係機関・団体の連携をより一層強化し、各団体の責任や適切な役割分担に基づいた効果的な対策が講じられるよう要望します。

1. ルールを守らない自転車運転者への指導の強化等について

本市では、地域や警察、交通安全団体と連携した啓発活動に取り組んでいるところですが、危険行為を繰り返す自転車運転者への指導強化など、交通ルール遵守の徹底に向けた一層の取組を進めるよう要望します。

2. 高齢運転者の免許返納促進策について

高齢化の急速な進展による高齢運転者の増加に伴い、高齢運転者の関係する交通事故の増加が懸念されることから、高齢運転者の運転免許の自主返納への取組は重要と考えます。県において、自主返納のインセンティブとして高齢運転者運転免許自主返納サポート制度を設け、賛同いただける企業等を増やすなどの環境整備に努めていただいていることは承知しておりますが、更なる支援策の拡充等、効果的な対策を講じられるよう要望します。

本市における自転車事故件数の推移

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
全交通事故件数	2,638 件	2,770 件	2,546 件	2,215 件	1,975 件	2,116 件
自転車事故件数	802 件	860 件	771 件	681 件	648 件	703 件
市自転車事故の構成率	30.4%	31.0%	30.3%	30.7%	32.8%	33.2%
県自転車事故の構成率	21.7%	22.9%	23.2%	23.3%	24.4%	25.1%

本市における高齢者事故件数の推移

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
全交通事故件数	2,638 件	2,770 件	2,546 件	2,215 件	1,975 件	2,116 件
高齢者事故件数	815 件	886 件	802 件	746 件	672 件	745 件
市高齢者事故の構成率	30.9%	31.9%	31.5%	33.7%	34.0%	35.2%
県高齢者事故の構成率	31.8%	32.3%	33.3%	34.2%	34.0%	33.4%

【要望の担当】

市民局 交通・地域安全課長 阿部 建治 Tel042-769-8229

10 野生鳥獣の被害対策の充実【一部新規】

環境農政局 緑政部 自然環境保全課

【要望事項】

野生鳥獣による農作物被害・生活被害を減少するため、隣接都県と連携した被害対策を講じるとともに、関連予算を継続的に確保すること。

【要望の説明】

農地と宅地が一体となった集落環境を形成する本市の中山間地域においては、野生鳥獣による農作物被害等は耕作意欲の減退を招き、耕作放棄地が拡大することで、集落そのものを衰退させる大きな要因の一つとなっています。

神奈川県においては、「かながわ鳥獣被害対策支援センター」を設置するなど、本市の鳥獣被害対策事業の推進に、多大なる支援をいただいているところですが、引き続き、鳥獣被害の軽減、根絶に向けた支援策を講じるよう要望します。

1. 野生鳥獣に関する方針の周知徹底について

県は「人と野生鳥獣との共存」を主たる方針としていることから、その重要性について、農作物や生活被害を受けている市民から理解が得られるよう、丁寧な説明を行なうことを要望します。

2. ヤマビル被害対策について

丹沢山系から人里に下りてくるニホンジカやイノシシ等の野生鳥獣に寄生し、生息域を拡大させるヤマビルの吸血被害が拡大していることから、ヤマビルの駆除を含めた有効な対策を推進するよう要望します。

3. 県境を跨ぐ行動域を持つニホンザル対策について

県境を跨ぐ行動域を持つニホンザルについては、近隣都県市では、追い上げ、追い払いよりも、銃等による捕獲を優先しており、県が行っている「適正規模の群れ管理」への影響が懸念されることから、近隣都県市と連携し、周辺地域が一体となった広域的かつ効果的な被害対策を推進するよう要望します。

4. 鳥獣保護管理対策の財政的支援について

県が集計する「野生鳥獣による農林水産物被害等調査」は、出荷用農作物のみを対象としていることから、調査方法を変更し、自家消費用農作物の栽培が多い本市の中山間地域の被害実態を反映するとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金について、地域の実情に応じた柔軟な事業計画の承認と、被害実態を踏まえた予算配分とするよう要望します。さらに、鳥獣保護管理対策事業予算の確実な確保に向けて、引き続き、国に対して働きかけるよう要望します。

【要望の担当】

緑区役所 区政策課長 有馬 真一 TEL042-775-8852

11 特定外来生物の主体的な防除の実施【新規】

環境農政局 緑政部 自然環境保全課

【要望事項】

特定外来生物の防除を県の責任において主体的に実施すること。

特に、アライグマについては「神奈川県アライグマ防除実施計画」へ計画的かつ具体的な対策方法を明記し、早急に防除を行うこと。

【要望の説明】

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部改正により、国・地方公共団体・事業者及び国民の責務が明記され、都道府県は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講じることが義務となっております。

特定外来生物は、在来種の捕食や生息場所の侵略、交雑による遺伝的なかく乱など、地域の生態系に甚大な被害を及ぼし、生物多様性保全の大きな妨げとなっていることから、県の責任において、対策を講じるよう要望します。

特に、近年、本市におけるアライグマの生息区域は拡大傾向にあります。アライグマによる被害は、農作物被害だけでなく、生活被害においては、糞尿等による家屋の損傷や人間への病原菌の感染も懸念されるところです。また、野良猫の不妊去勢手術等のため設置した箱罠に、錯誤捕獲されたアライグマを、放棄する事例もみられることから、特定外来生物のアライグマの対応について、広く周知する必要があります。

生物多様性の観点からみても、アライグマは、従来の生態系を壊す危険性が高く、継続して防除する必要があることから、第3次神奈川県アライグマ防除実施計画において、計画的かつ具体的な駆除方法を明記するとともに、県が主体となって早急に防除を行うことを要望します。

【要望の担当】

緑区役所 区政策課長

有馬 真一 TEL042-775-8802

環境経済局 水みどり環境課長

宮野 賢一 TEL042-769-8242

12 小児医療費助成制度の拡充【継続】

福祉子どもみらい局 子どもみらい部 子ども家庭課

【要望事項】

小児医療費の助成制度について、全国統一的な制度が創設されるよう国へ働きかけること。

【要望の説明】

小児医療費助成事業は、平成7年10月に県・市町村の協調事業として開始され、これまでの間、県においては補助対象年齢等の拡充を行っていただいているところです。

一方、全国的にも各地方公共団体がそれぞれに子どもの医療費助成制度を設けていることから、住んでいる地域によって、助成内容に相違が生じている状況です。県内各市町村においても少子化が一層進行する中、子育て支援の充実を図るため、独自に対象年齢等の拡充が行われており、神奈川県内でも支援内容に相違が生じています。

少子化対策として、未来を担う子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進するためには、全国どこでも同じ制度の下に安心して医療を受けられる子どもの医療費助成制度が必要です。

こうしたことから、安心して子どもを産み育てる環境を整え、長期的に安定した助成制度となるよう、国による統一的な医療費助成制度の創設に向け、引き続き、市町村と共に、国に働きかけるよう要望します。

【要望の担当】

こども・若者未来局 子育て給付課長 吉成 靖幸 TEL042-769-8908

13 広域交通網の整備への支援【継続】

県土整備局 都市部 交通企画課

【要望事項】

小田急多摩線延伸の実現に向け、交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」で示された収支採算性等の課題解決を図るために、引き続き、広域的な観点からの助言や技術的な支援を行うこと。

【要望の説明】

小田急多摩線延伸（唐木田～上溝）については、これまでも小田急多摩線延伸に関する関係者会議に参画いただきなど、支援をいただいているところです。また、令和4年3月に改定された「かながわ交通計画」においては、上溝以西の田名地区、愛川・厚木方面への延伸について、構想路線として位置付けられたところです。

交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において、①収支採算性、②費用負担のあり方を含む事業計画の十分な検討、③都県境を跨ぐ路線として関係地方公共団体の協調による検討が課題として示されている中、延伸の実現に向けて、こうした課題解決を図るため、引き続き、広域的な観点からの助言や技術的な支援を行うことを要望します。



【要望の担当】

都市建設局 まちづくり推進部 交通政策課長 島崎 俊介 TEL042-769-8249

14 広域防災拠点機能を備えた津久井湖城山公園の整備促進【継続】

県土整備局 都市部 都市公園課

【要望事項】

県が計画を進めている津久井湖城山公園の拡大区域について、広域防災拠点機能について検討を進めるとともに、早期に事業を実施すること。

【要望の説明】

県立津久井湖城山公園は、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)や津久井広域道路が交差する交通の要衝に位置していることに加え、今後、整備が予定されている拡大区域は平坦で広いスペースを有しています。

こうした中、県においては、県立都市公園の整備・管理の基本方針の一つとして、災害対応や広域的な防災拠点との考え方を示し、本市と災害時の活用方法について調整しているところですが、本市としても警察機関や自衛隊等が集結するための広域応援活動拠点としての使用等、広域的な防災拠点としての有効性が高い区域であることから、拡大区域を含む全域の開園に向けて、早期に事業を実施するよう要望します。

【要望の担当】

危機管理局 危機管理課長 佐野 強史 TEL042-769-8208

環境経済局 公園課長 石田 真也 TEL042-769-8243

15 旧耐震基準の分譲マンションについての耐震支援策の拡充【新規】

【要望事項】

くらし安全防災局 防災部 消防保安課

住宅の総合的な耐震対策を推進するため、神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金において、耐震改修設計費及び耐震改修工事費を補助制度の対象とすること。

【要望の説明】

本市では「神奈川県耐震改修促進計画」に基づき、令和4年3月に「第3次相模原市耐震改修促進計画」を策定し、令和12年度までに住宅の耐震性が不十分なものをおおむね解消するという目標に向けて、耐震化の取組を進めているところです。

市の住宅の耐震化率は94.3%（令和3年度末現在）となっており、目標達成に向けては、防災上の観点からも、更なる取組を推進していく必要がありますが、特に民間マンションについては、今後、建物の老朽化や所有者の高齢化に伴い、耐震化の難易度が急速に高まり、対策のための行政負担が増大することが懸念されます。

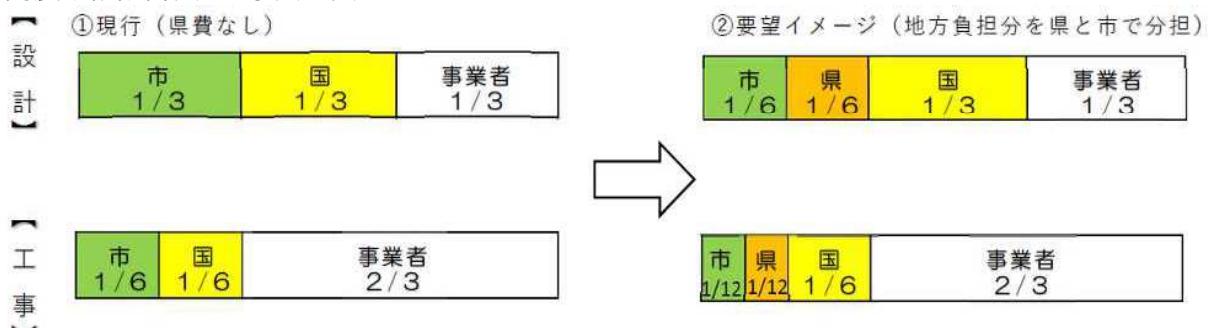
こうしたことから、県と市の適切な役割分担の下、連携して耐震対策を推進するため、「神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金」において補助対象とされていない耐震改修設計費及び耐震改修工事費についても補助対象とすることを要望します。

○民間マンション耐震対策に係る負担割合

耐震対策	地方		国
	市	県	
耐震診断（補助率5/6）	1/4	1/4	1/3
耐震設計（補助率2/3）	1/3	補助対象外	1/3
耐震改修（補助率1/3）	1/6	補助対象外	1/6

【要請】民間マンションの耐震改修事業についても、耐震診断と同様に、
地方負担分を県と市が連携して分担すること

○耐震改修設計費、工事費の要望イメージ



【要望の担当】

都市建設局 まちづくり推進部 建築・住まい政策課長 森 英紀 TEL042-769-8252

16 都立高等学校への進学機会の確保に向けた支援 【継続】

教育局 指導部 高校教育課

【要望事項】

県立高等学校への通学が長時間を余儀なくされるなど、通学上の特別な事情がある特定の地域(藤野地区及び相模湖地区)に居住する生徒が、隣接する地域の都立高等学校へ進学することができる特例措置について、東京都教育委員会へ働きかけること。

【要望の説明】

本市の津久井地域においては、県立高等学校が少ないとや交通の状況から、厳しい通学環境におかれている生徒が多くいます。

特に、藤野地区・相模湖地区の生徒が県立高等学校に通学するためには、バスで最寄り駅へ行き、JR中央線八王子駅を経由し、横浜線沿線の橋本、相模原方面に向かうこととなり、非常に長時間の通学を余儀なくされることから、通学の利便性が高いJR中央線沿線の東京都立高等学校への進学を希望する生徒が一定数おります。

こうしたことから、本市の特定の地域(藤野地区及び相模湖地区)に居住する生徒が都立高等学校へ進学することができる特例措置について、東京都教育委員会へ働きかけることを要望します。

【要望の担当】

教育局 学校教育部 学校教育課長 松本 祥勝 TEL042-769-8284

17 市立小中学校における医療的ケアに対する支援体制の強化【継続】

教育局 支援部 特別支援教育課

【要望事項】

- 1 特別支援学校のセンター的機能を市立小中学校が十分に活用できるよう、特別支援学校に係る教員定数の改善を国に対して働きかけること。
- 2 医療的ケア実施校に対する看護師の巡回派遣等の支援や看護師のスキルアップ研修を実施すること。

【要望の説明】

本市では、インクルーシブ教育を推進する観点から、全校に特別支援学級を設置し、令和元年度からは医療的ケアも実施してきました。また、今年度から常勤の看護師を教育委員会に配置し、市内の医療的ケア実施校に対する巡回相談を開始したところです。

しかし、特別支援学級は急激に増加しており、また医療的ケア児も増加傾向にあることから、特別支援学級の担任教諭や医療的ケアを実施する看護師の専門的なスキルの向上が急務であり、これまで以上に特別支援学校のセンター的機能の活用が必要な状況となっています。

また、昨年9月に医療的ケア児支援法が施行され、医療的ケア児等に対する支援に関し、地方公共団体の責務が規定されました。

つきましては、小中学校等が十分にセンター的機能を活用できるよう、支援体制強化のため、教員定数の改善を国に対して働きかけることを要望するとともに、医療的ケアについては、宿泊を伴う行事への支援方法や福祉機関との連携など、様々なケースに適切に対応できるよう、県と協力できるシステムの構築や看護師のスキルアップ研修等を県が提供することを要望します。

【要望の担当】

教育局 学校教育部 青少年相談センター所長 加藤 政義 TEL042-769-8285

18 歩行者等の安全確保対策の推進【一部新規】

【要望事項】

警察本部 交通部 交通規制課

歩行者や車両の安全な通行環境を確保するため、必要な財源を確保するとともに、迅速に安全対策を講ずること。

特に、通学時における児童の交通安全を早期に確保するため、引き続き、改善要望に対する安全対策を迅速に実施すること。また、検討に時間要する場合は、安全対策の考え方や実施に向けたスケジュールを適宜、情報提供すること。

【要望の説明】

横断歩道や停止線等路面標示に係る摩耗等の維持補修については、市内各地域から速やかな対応が要望されており、路面表示等連絡調整会議等において情報共有や施工予定の連絡調整等を行っているところです。

また、視覚に障害のある方が交差点を安全に横断するためには、音響式信号機の設置が有効であり、団体等の要望とともに、市としても県に対して設置の要請を行っておりますが、年間の設置台数は限られている現状があります。

県におかれましては、着実に交通安全施設整備の取組を進めていただいていることと承知しておりますが、市民や地域からの要請に十分に応えられているとは言えない状況にありますことから、歩行者や車両の安全な通行環境を確保するため、更なる財源の確保に努め、迅速な安全対策を行うことを要望します。

特に、通学路においては、令和3年6月には千葉県八街市で下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5人が死傷する事故が発生したことからも、早急な対応の実施が求められています。

通学路の安全対策については、平成24年4月以降、全国各地で通学途上の児童が死傷する交通事故が相次いだこと等を受け、学校、PTA、警察、道路管理者などの関係機関と連携した「通学路交通安全プログラム」を平成27年7月に策定し、刻々と変わる交通環境に対応した通学路の安全対策を進めているところですが、引き続き、改善要望に対する安全対策の迅速な実施を要望します。また、事案により慎重な検討が必要なものもあると承知していますが、検討に時間を要する場合には、安全対策の考え方や実施に向けたスケジュールを適宜、情報提供するよう、併せて要望します。

【要望の担当】

教育局 学務課長

佐藤 洋一 TEL042-769-8282

健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者福祉課長

小林 誠 TEL042-707-7055

市民局 交通・地域安全課長

阿部 建治 TEL042-769-8229

19 交番の効果的な設置及び再編 【継続】

警察本部 地域部 地域総務課

【要望事項】

交番の設置等について、地域の要望等を踏まえた効果的な計画とすること。

【要望の説明】

県警察におかれましては、「神奈川県警察交番等整備基本計画」に基づき、令和3年度末で県内8箇所の交番が統合され、令和4年度末にはさらに7箇所の交番を統合する予定であると承知しています。

交番は、安全・安心な市民生活を確保して行く上で重要な存在であるため、市内各自治会等から14箇所への新設等の要望があります。

このうち大島団地地区については、圏央道相模原インターの開設に伴う交通量の増加や若者によるオートバイの騒音問題などがあること、また、町田駅南口地区については、現在民間交番を設置しておりますが、24時間の防犯対策が必要であることから、交番設置を地域から切望されている状況です。

これら2地区につきましては、交番用地として市有地の提供が可能となっています。

さらに、大野台地区については、相模原南警察署の神奈川県高相合同庁舎敷地内への移転後において地域防犯力の低下が懸念されるとして、地域から交番設置を要望する声が高まっています。

こうしたことから、市内各地区の設置要望や人口、事件、交通事故の発生状況、その他の地域特性を踏まえて効果的な設置及び再編を進めるよう要望します。

交番設置等要望箇所(14箇所)

区名	警察署	要望数	要望地区
緑 区	相模原北警察署	2	橋本地区、 <u>大島団地</u>
中央区	相模原警察署	10	宮下周辺、宮の上団地、下九沢方面、矢部駅、星が丘地区、淵野辺公園、陽光台、青葉周辺、淵野辺、田名(移設)
南 区	相模原南警察署	2	<u>大野台</u> 、 <u>町田駅南口</u>
各区合計		14	

【要望の担当】

市民局 交通・地域安全課長 阿部 建治 TEL042-769-8229

令和5年度
県の予算・制度に関する要望書

相模原市 市長公室 政策課
〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号
TEL 042-769-8203 FAX 042-754-2280
seisaku@city.sagamihara.lg.jp